



平成27年5月21日

各 位

会社名 サクサホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 越川 雅生
(コード番号 6675 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 井上 洋一
(TEL. 03-5791-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について、平成27年6月26日開催予定の当社第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条(取締役等による免除に関する定款の定め) および第427条(責任限定契約)の定めに基づき、定款第27条(取締役の責任免除) および第34条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、定款第27条の規定の新設につきましては、各監査役から会社法第426条第2項および第427条第3項の同意をそれぞれ得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の定款変更案のとおり改めるものであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新 設)	(<u>取締役の責任免除</u>) 第27条 当社は、会社法の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第27条～第32条 (条文省略)	2. 当社は、 <u>会社法の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新 設)	第28条～第33条 (現行どおり)
(新 設)	(<u>監査役の責任免除</u>) 第34条 当社は、会社法の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第33条～第35条 (条文省略)	2. 当社は、 <u>会社法の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
	第35条～第37条 (現行どおり)

以 上